

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの 改訂【概要】

序章 2. 誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点

B まちづくりや建築におけるユニバーサルデザイン へ 今後さらなる取り組みが求められる分野等

現行

- ◆緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー
大規模な災害が発生した時に、その地域に住む方々は不幸にして避難生活を強いられることとなってしまいますが、とりわけ高齢者や障がい者等については「災害弱者」として最もその影響を大きく受けてしまいます。大阪府や市町村においては、災害対策基本法に基づき、府民や市民、障がいのある方など、関係する方々のご意見をお聞きし、それぞれ「地域防災計画」や「災害時要援護者支援プラン」などを定め、災害時における備えをしています。
地域防災計画においては、避難所（福祉避難所を含む）については、バリアフリー化がなされた学校などの公共施設や福祉施設等を指定することを推奨していますが、必ずしも十分なバリアフリー化が行われていない場合も見受けられます。
これらの施設管理者におかれては、あらかじめ建物のバリアフリー化に努めるとともに、実際の災害時に避難所となることを想定した訓練を行うなどの備えが必要です。



改訂（案）

- ◆緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー
大規模な災害が発生した時に、その地域に住む方々は不幸にして避難生活を強いられることとなってしまいますが、とりわけ高齢者や障がい者等については「災害弱者」として最もその影響を大きく受けてしまいます。大阪府や市町村においては、災害対策基本法に基づき、府民や市民、障がいのある方など、関係する方々のご意見をお聞きし、それぞれ「地域防災計画」や「災害時要援護者支援プラン」などを定め、災害時における備えをしています。
地域防災計画においては、避難所（福祉避難所を含む）については、バリアフリー化がなされた学校などの公共施設や福祉施設等を指定することを推奨していますが、必ずしも十分なバリアフリー化が行われていない場合も見受けられます。
これらの施設管理者におかれては、あらかじめ建物のバリアフリー化に努めるとともに、実際の災害時に避難所となることを想定した訓練を行うなどの備えが必要です。
また、災害時に、従業員は店舗内に障がい者がいることを念頭に入れ、冷静に対応する必要があります。

建築物移動等円滑化基準

〔 法施行令第10条により、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する部分に適用。
但し、共同住宅や保育所等、多数の者が利用する建築物においては多数の者が利用する部分に適用。 〕

現行

車椅子使用者用便房の仕様

- 便所内に、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。

→（解説）

【国土交通大臣が定める構造】
（国土交通省告示第1496号）

- ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

なお、

- ・手すりは左右両面に設置する
- ・車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする

ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。

改訂（案）

車椅子使用者用便房の仕様

- 便所内に、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。

→（解説）

【国土交通大臣が定める構造】
（国土交通省告示第1496号）

- ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

なお、

- ・手すりは左右両面に設置する
- ・車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。（設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床高さ40cm以上）が確保されていれば、その部分も有効スペース（奥行き20cmまで可）とする。）

ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。



[8] 便所

建築物移動等円滑化基準

現行

オストメイト対応便房の設備

- 大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2m以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと（床面積の合計が10,000㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）

→（解説）

折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、多機能便房の中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。



改訂（案）

オストメイト対応便房の設備

- 大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2m以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと（床面積の合計が10,000㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）

→（解説）

折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、バリアフリースイレの中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。また、折りたたみ式のベッドまたは据え置き式のベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、入り口との位置関係に配慮する。

[8] 便所

建築物移動等円滑化基準

現行

小便器

- 男子用小便器を設ける場合には、その周囲に手すりを設けなければならない。



改訂（案）

小便器

- 男子用小便器を設ける場合には、一以上その周囲に手すりを設けなければならない。

→（解説）

杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保てるように設置する。

[8] 便所

望ましい整備

現行

共通事項（出入口・戸）

(なし)

(なし)



改訂（案）

共通事項（出入口・戸）

（洗浄装置）

○外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは（一社）日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとする。

→（解説）

温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。

（手すり）

○車椅子使用者用便房以外の便房にも腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。

[8] 便所

望ましい整備

現行

(洗面器)

○各便所内の洗面器のうち一個は手すり等を設け、寄りかけられる配慮を行う。

→ (解説)

洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。

(なし)

(なし)

改訂 (案)

(洗面器)

○各便所内の洗面器のうち一以上は杖使用者等の肢体不自由等が立位を保つことができるよう、手すり等を設け、寄りかけられる配慮を行う。

→ (解説)

洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。

共通事項 (標識)

○バリアフリースイトイレには、個別機能を表示するピクトサインや主要な利用対象の室名を表示する等、利用対象にならない方がむやみに使用しないように工夫する。

○必要な機器を備えている便房を探しやすいよう、表示の仕方を工夫する。

(その他)

○便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。

→ (解説)

便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する。



[8] 便所

望ましい整備

現行

車椅子使用者用便房（計画）

（なし）

○異性の介助者に配慮し、少なくとも一以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。

（なし）



改訂（案）

車椅子使用者用便房（計画）

○複数テナントが入居する建築物の場合には、テナントごとに車椅子使用者用便房等を設けるのではなく、複数のテナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。

○排泄介助が必要な障がい者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、一以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。

○2,000㎡以上の特別特定建築物については、座位変換型の車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できる広さを確保する。

[8] 便所

望ましい整備

現行

車椅子使用者用便房（便器）

- 便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットレストが当たりにくいような型とする。

- 便器の座面高さは、床面から40cm～45cm程度とする。

（洗面器）

- 水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（手前縁から30cm～35cm程度）に設ける。

（介護ベッド）

- 大人用介護ベッドの大きさは幅60cm程度、長さ150cm～180cm程度とする。

→（解説）

着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。

改訂（案）

車椅子使用者用便房（便器）

- 車椅子が接近できるように、便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットサポートに乗せた足が当たりにくく、トラップの少ない形式等とする。

- 便器の座面高さは、床面から42cm～45cm程度とする。

（洗面器）

- 水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（洗面器の手前縁から30cm以内）に設ける。

（介護ベッド）

- 大人用介護ベッドの大きさは幅60cm～80cm程度、長さ150cm～180cm程度とする。

→（解説）

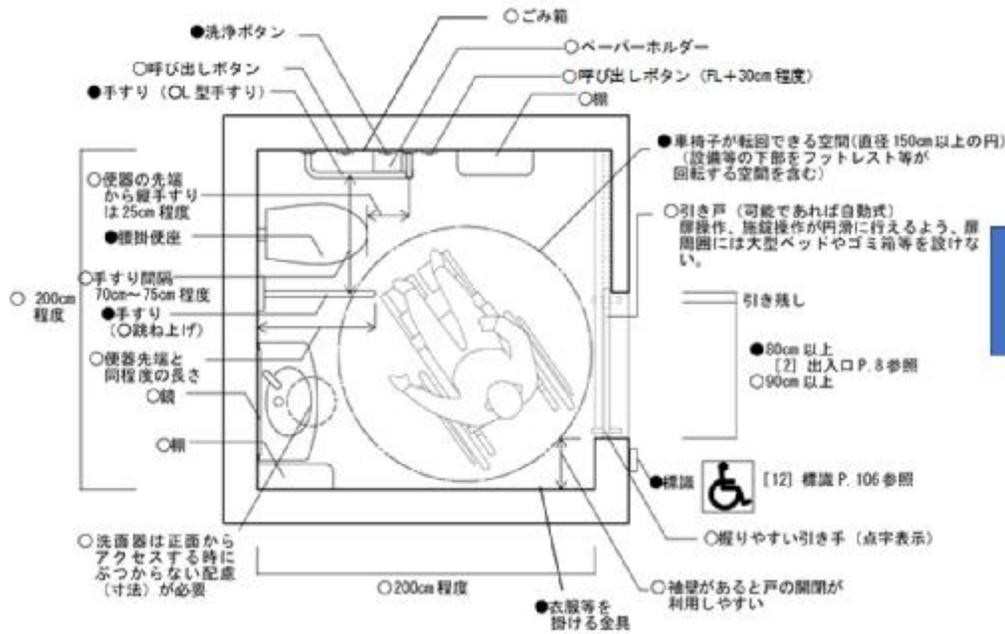
着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。



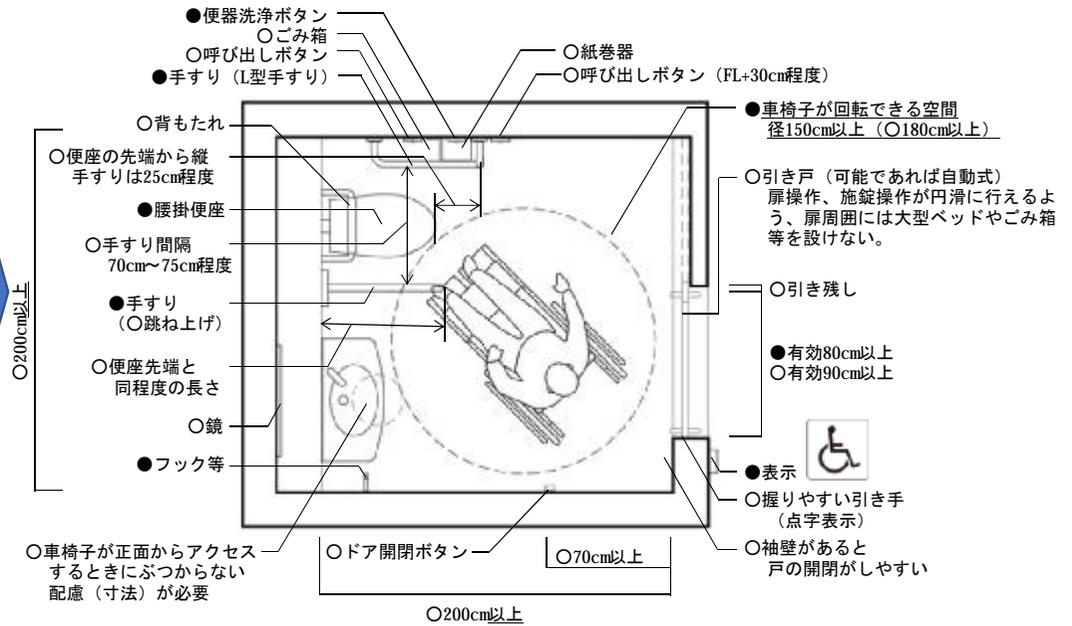
[8] 便所

図8.5 車椅子使用者用便房の計画例

現行



改訂 (案)



・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。

[9] 駐車場

望ましい整備

現行

車椅子利用者用駐車施設

○機械式であっても平面部にスペースを設ける。

(なし)

(なし)

(なし)

(なし)

(なし)



改訂 (案)

機械式駐車装置

○機械式であっても平面部にスペースを設ける。

○車椅子利用者用駐車施設を機械式駐車装置で確保する場合は、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる。

○車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。

○乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行き170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。

○機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。

○通常的車椅子利用者用駐車施設と同様、高齢者、障がい者等の見やすい位置に容易に識別できる標識を設ける。

○入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置き式等を含む）を考慮し設定する。

[16] 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）

望ましい整備

現行

カウンター

- 車椅子使用者用カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度、奥行き45cm程度とする。

現金自動預払機等

- 車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタンの高さとする。

水飲み場

- 水飲み器の形式により下部の車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。

→（解説）

壁掛け式のものは、下部にスペースを設ける。

改訂（案）

カウンター

- 車椅子使用者用カウンター等の下端の高さは65cm～70cm程度とし、上端の高さは70cm～75cm程度、奥行き45cm以上とする。

現金自動預払機等

- 操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ（足元のスペースの確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止）タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする。

水飲み場

- 水飲み器の形式により下部の車椅子のフットサポートに乗せた足が入るスペースを確保する。

→（解説）

壁掛け式のものは、下部にスペースを設ける。



[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

望ましい整備

現行
共通

(なし)

○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れる幅を確保する。

→（解説）

小さな店舗でも、最低1本は確保する

(なし)

改訂（案）

共通

○客の来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。

○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう幅90cm以上を確保する。

→（解説）

小さな店舗でも、最低1本は確保する。

○以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障がい者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。

- ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合
- ・多数の高齢者、障がい者の利用が想定される建築物にある店舗
- ・無人レジ（セルフレジ）のみで会計

→（解説）

ローカウンターのほかにも、優先レジを設ける等の配慮があるとよい。

[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

望ましい整備

現行
共通

（なし）

○聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと。

→（解説）
筆談と手話の2つの方法でコミュニケーションを行う。

（なし）

改訂（案）
共通

○発券機（番号札、食券等）は、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60cm～100cm程度とし、下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを設ける。

○聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと。

→（解説）
筆談や手話を用いてコミュニケーションを行う。

○レジ前に車椅子使用者の転回スペース（140cm角以上）を確保

[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

望ましい整備

現行

物販店舗

- 試着室を設ける場合は、車椅子使用者が介助者と利用できる大きさのものを設ける。

→（解説）

直径150cm以上の円が内接できる広さを確保する。
着替え用ベンチ（高さ40cm～45cm）、鏡、手すりを設置する。

（なし）



改訂（案）

物販店舗

- 試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する。

→（解説）

直径150cm以上の円が内接できる広さを確保する。
着替え用ベンチ（高さ42cm～45cm）、鏡、手すりを設置する。

- レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。

[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

望ましい整備

現行

飲食店舗

(なし)

(なし)

○券売機を設置する場合には、車椅子使用者が利用できる
よう下部にスペースを設ける。



改訂（案）

飲食店舗

○待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備
（ベンチ等）を設ける。

→（解説）

車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）にも
配慮したスペース（幅90cm×奥行き120cm以上）が
あれば使いやすい。

○セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸と
する。

（削除）

[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

図17.1 物販店舗内部における設計例

現行

(なし)

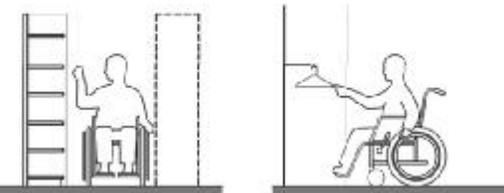


改訂（案）

商品棚の例

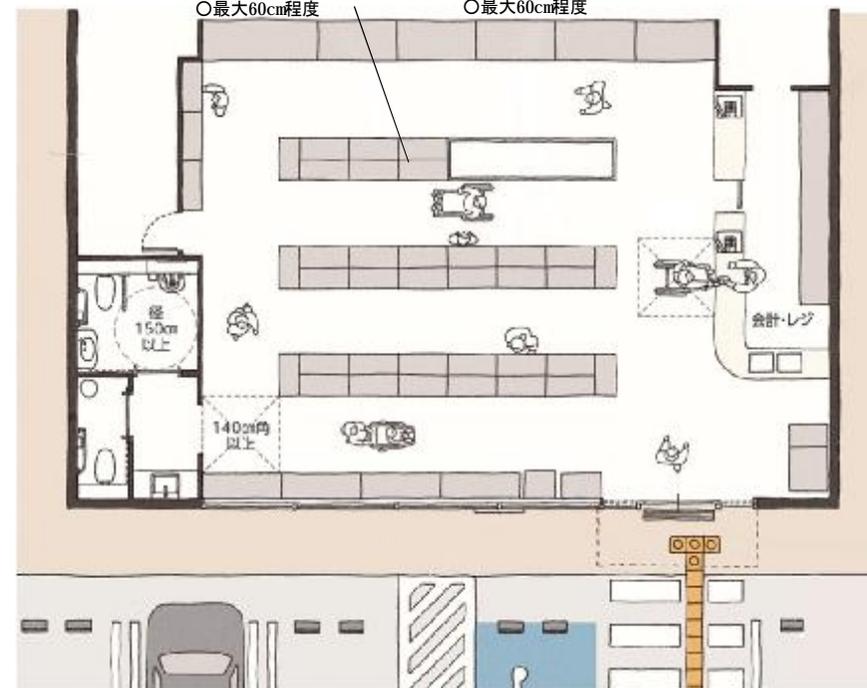
○100～120cm
程度

○30cm程度



○最大60cm程度

○最大60cm程度



[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

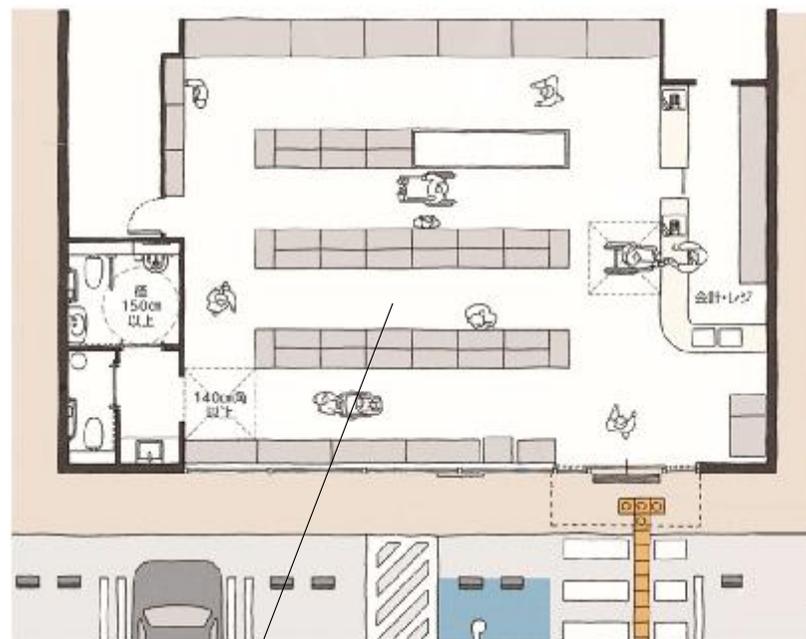
図17.1 物販店舗内部における設計例

現行

(なし)



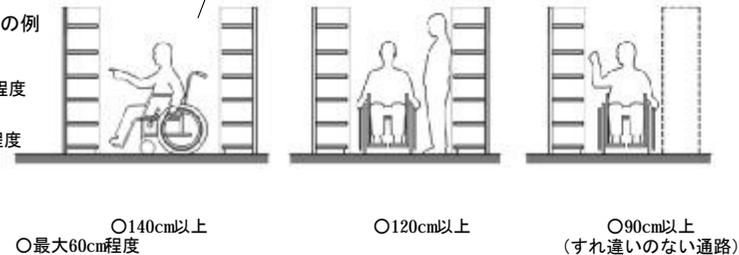
改訂（案）



物販店舗の通路の例

○100~120cm程度

○30cm程度



○140cm以上
○最大60cm程度

○120cm以上

○90cm以上
(すれ違いのない通路)

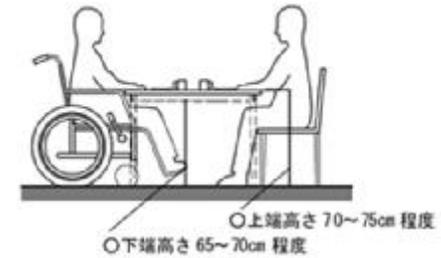
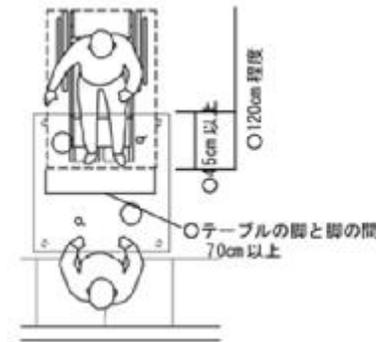
[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

図17.2 飲食店舗内部における設計例
 現行

(なし)

改訂（案）

可動式の椅子席の例



会計カウンターの例



カウンター前の通路の例

